



# 島根県報

令和4年10月14日（金）

第 354 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

島根県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱に基づく事業の支払に  
連した事務の委託 (障がい福祉課) 2

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 ( " ) 2

保安林予定森林（2件） (森林整備課) 2

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 3

### 【公 告】

公共測量の実施（3件） (技術管理課) 4

公共測量の実施の変更 ( " ) 5

## 告 示

## 島根県告示第668号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

令和4年10月14日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 委託した者の住所及び名称

島根県松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会

## 2 委託した支払金等の種類及び事務の内容

島根県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱に基づく事業の支払に関連した事務であって、県が障害福祉サービス施設・事業所等に直接行う支払その他の債権管理及び回収に係る事務を除くもの

## 3 委託の開始年月日

令和4年5月23日

## 島根県告示第669号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和4年10月14日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
山崎 誠太	循環器内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和4年9月30日

## 島根県告示第670号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年10月14日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林予定森林の所在場所

雲南市掛合町波多2229-25

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第671号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年10月14日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 保安林予定森林の所在場所

雲南市掛合町波多593

#### 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第672号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年10月14日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 区域の名称 東郷（追加）

#### 2 土地の表示

平成30年島根県告示第129号（東郷区域に限る。以下「告示」という。）で指定した標柱1号と2号を結んだ線、告示で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱41号を結んだ線、標柱41号から標柱59号までを順次結んだ線及び告示で指定した標柱2号と次に掲げる地番の土地に存する標柱59号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町東郷湯ノ津12番13	41号
〃 25番	42号及び43号
〃 26番1地先水路敷	44号及び45号
〃 26番1	46号から48号まで
〃 26番1地先道路敷	49号
隠岐郡隠岐の島町東郷小田1番2地先道路敷	50号
〃 1番2	51号及び52号、54号及び55号
〃 1番4	53号

隠岐郡隠岐の島町東郷湯ノ津12番12	56号及び59号
” 12番21	57号及び58号

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年10月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和4年10月11日から同年11月25日まで
- 3 作業地域  
浜田市旭町都川

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年10月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和4年10月24日から令和5年3月17日まで
- 3 作業地域  
益田市乙子町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年10月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和4年10月5日から令和5年3月17日まで
- 3 作業地域  
鹿足郡津和野町池村地内

令和4年4月8日付け島根県報第301号で公告した公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から作業種類の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年10月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

（変更前）公共測量（航空レーザ測量）

（変更後）公共測量（航空レーザ測量、水準測量）

2 作業期間

令和4年3月29日から同年12月28日まで

3 作業地域

出雲市及び雲南市地内